

那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービスの 特例利用に係る取扱いを定めることについて

令和8年4月1日からの本市における那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービスの特例利用について、「那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の利用の特例に関する指針」を制定し、特例利用の基準と手続を定めますので、お知らせします。

【特例利用に係るサービスを提供する事業者の義務の明確化】

特例利用に際して、サービスを提供する事業所が果たすべき義務を明確化します。

(1) サービス提供前

特例利用者にサービスを提供しようとする事業所は、当該特例利用者を担当する介護支援専門員等と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を把握した上で、特例利用の必要性を十分に検討しなければならない。

(2) サービス提供中

特例利用者にサービスを提供している事業所は、特例利用者を担当する介護支援専門員等と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を定期的に確認するとともに、当該特例利用者が市区町村をまたいで住所地を変更した場合は、速やかに当該特例利用者の保険者である市区町村長へ届け出なければならない。

(3) サービス提供終了時

特例利用者にサービスを提供する事業所は、特例利用者ごとに、特例利用の理由がなくなったときは、サービスの提供の終了に向けて、他の事業所の利用へのスムーズな移行を支援しなければならない。また、特例利用者の保険者である市区町村長に対し、当該特例利用者へのサービス提供を終了する旨を届け出るとともに、当該特例利用に係る指定の廃止を届け出なければならない。

【特例利用を認める範囲（基準）の明確化】

(1) 他市区町村被保険者の市内事業所の利用の特例

従前のおり、市内事業所を運営する事業者が本市の被保険者の利用に支障がないと認める場合であって、利用者の保険者が当該被保険者の利用に関し対象となる市内事業所の指定をしたときは、特例として利用することができる。

(2) 本市被保険者の市外事業所の利用の特例

これまで、原則として認めないこととしていたところ、市長がやむを得ないと認める場合であって、市外事業所の所在地の市区町村長の承諾を得て当該利用者の利用に関し対象となる市外事業所の指定をしたときは、特例として利用することができる。

【特例利用の対象サービス】

・指定相当訪問型サービス・訪問型サービスA・指定相当通所型サービス・通所型サービスA

【事前協議手続の規定】

(1) 他市区町村被保険者の市内事業所の利用

那須塩原市長が定める基準を満たす場合のみ特例利用を認めるものとし、この場合において、事前協議は不要とする。

(2) 本市被保険者の市外事業所の利用

利用を開始する前に、那須塩原市長に対して事前協議書を提出しなければならない。

【特例利用に係る注意点】

特例利用については、従前のとおり、利用者ごとに事前協議や指定申請等の所定の手続を経て、その可否を判断する必要があります。

既に特例利用に係る指定を受けている場合も、当該指定を持って別の利用者に特例利用を認めるものではありませんので、御注意ください。

【経過措置】

「那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の利用の特例に関する指針」の施行の際、現に他市区町村被保険者の保険者から指定を受けサービスを提供している利用者については、当該指定期間においては、同指針の規定は適用しない。

ただし、指定の更新を行う場合は、同指針の規定にのっとり、特例利用の可否を判断すること。